

## 令和7年度第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議 会議録

議題 (確認・検討事項)	(1) 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画について (2) 相談事例について (3) その他 ・市民後見人の養成状況等について
日時	令和7年10月1日（水）18時30分～20時10分
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階 F会議室
出席者	(構成員) 尾上構構成員、小野田構構成員、渡辺構構成員、大木構構成員、高崎構構成員、横濱構構成員、柴田構構成員、茂木構構成員 (欠席構構成員) 内嶋構構成員、糸構構成員 (関係機関等) 茅ヶ崎市社会福祉協議会（横山事務局次長） 障がい福祉課（荒井課長補佐）、高齢福祉課（上山課長補佐） (事務局) 地域福祉課（瀧田課長、下村課長補佐、小林主事、大井手相談員、長谷川事務局次長補佐（市社協交流職員））
会議資料	次第 資料1 みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3素案（案） 資料1-1 第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画（案） 資料1-2 資料編 用語集（案） 資料2 相談事例について 資料3 令和7年度市民後見人実践研修カリキュラム 参考資料1-1 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等 参考資料1-2 茅ヶ崎市成年後見支援センターの受理件数等（グラフ）
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴者数 (公開した場合のみ)	1名

○瀧田課長

皆様こんばんは。ただいまより令和7年度第2回茅ヶ崎市成年後見制度利用促進会議を始めさせていただきます。

本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

皆様におかれましては、日頃より本市の成年後見制度の推進及びセンターの運営に当たり、ご理解ご協力をいただいておりますことを御礼申し上げます。

市職員でございますが、10月1日付けの人事異動により、高齢福祉課課長補佐の本多が異動となり、後任として上山が着任いたしました。  
一言ご挨拶させていただきます。

#### ○上山課長補佐

ただいまご紹介いただきました、上山といいます。

10月異動で高齢福祉課に来たんですけれども、その前は生活支援課という課で、2年間はケースワーカー相談員として勤務して、直近の半年は査察指導員、課長補佐として勤務してきました。

最初新採用職員として勤務し始めたときも生活保護のケースワーカーから始まっていて、実質6年半ぐらい相談業務として携わってきたので、結構成年後見の方にお願いしたりとか、金銭管理だったり、老人ホームに入りたい方の契約だったりとか、かなりいろいろなところでお世話になった記憶がありますので、この会議でもまたいろいろ勉強させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

#### ○瀧田課長

ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議題に入る前に資料の確認をいたします。

#### ○下村課長補佐

まず次第、続きまして資料1として冊子「みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3素案(案)」、こちらは事前にご案内したものから少し修正をしています。資料1-1「第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画(案)」、資料1-2「資料編 用語集(案)」、資料2「相談事例について」、資料3「令和7年市民後見人実践研修カリキュラム」、最後に参考資料として成年後見支援センターの受理件数を一覧にしたものを配布しております。過不足等ございませんでしょうか。資料確認は以上です。

#### ○瀧田課長

それでは本日の議題を進めて参ります。

お手元の次第の通り確認・検討事項として3件でございます。

最初の(1)第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画について、事務局よりご説明いたします。

#### ○下村課長補佐

第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画について、資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

まず成年後見制度利用促進基本計画が含まれている地域福祉プランの全体の説明を資料1でさせていただき、その後に成年後見制度利用促進基本計画について、資料1-1を使って説明させていただきます。最後に資料1-2用語集についても、一部説明をさせていただきたいと思います。

ではまず資料1、みんながつながるちがさきの地域福祉プラン3、冊子のものをお手元にご用意いただければと思います。こちらは現在策定中であります、修正作業中のものなので変わる部分がこれからも出てくるというものではあります。ご了承いただければと思います。

まず、目次のところから説明をさせていただきたいと思います。計画の構成としては、はじめに、第1部、第2部、資料編という4つに分かれています。「はじめに」ではこの計画の趣旨や位置付けを書かせていただいて、第1部では市の現状や現行計画の振り返り、第2部では次期計画の基本的な考え方として、基本理念や基本目標、それから計画の推進という中で、成年後見

制度利用促進基本計画を記載させていただいております。資料編として根拠法や用語集を掲載しているというのが大きな構成になっております。

少しかいつまんで説明させていただきますけれども、まず2ページ「計画策定の趣旨」というところで、この地域福祉プラン3でどういったところを目指すのかということを書かせていただいて、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進していくというのがこの計画の趣旨になっております。

それからその隣のページ「計画の位置づけ・構成」というところで、「みんながつながる ちがさきの地域福祉プラン3」の全体像を書かせていただいておりまして、地域共生社会の実現に向けて福祉分野の取り組みを総合的に推進するというところから、市の地域福祉計画だけではなくて、市社協の地域福祉活動計画と一体的に策定します。地域福祉計画の中に、重層的支援体制整備事業実施計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画というものを包含して、総合的に推進していくという位置づけをとっております。

続きまして4ページ、各計画のあゆみを書かせていただいておりますけれども、令和8年度から令和12年度というところが地域福祉プラン3の計画期間になります。この中に成年後見制度利用促進基本計画も入っていまして、第1期が地域福祉プラン2の5年間でしたけれども、地域福祉プラン3で第2期の成年後見制度利用促進基本計画がスタートするという流れになっております。

10ページをご覧いただければと思います。第1部「これまでやってきたこと」というところに入りますけれども、「前計画期間における主な社会変化・法改正等」を書かせていただいているページです。主な法改正等は、項番2のところで、第2期成年後見制度利用促進基本計画が始まっているということを書かせていただいている。今、法改正の議論が進んでいる中で、成年後見制度に関してはまた大きな改正が予定されておりますけれども、そこの部分を載せられる状況には今の時点ではないということです。

次のページから、「茅ヶ崎市の現状」ということで、茅ヶ崎市の特徴や、人口の統計データを載せております。成年後見制度利用促進基本計画に大きく関係するところとしては、14ページ「年齢3区分の人口構成、人口構成比の推移」というところで、今年度、推計上は茅ヶ崎市の人口がピークを迎えます。そこから人口減少に入っていくところではあるんですけども、見ていただいてわかるように、65歳以上の高齢者の方は増えていくというところが見て取れます。それから16ページ「世帯数と世帯あたりの人員の推移」を掲載させていただいている。世帯あたりの人員というのがどんどん減っていき、高齢単身世帯が増えていくというところが見て取れると考えております。

あとはアンケートの結果や、地域で行った地区懇談会の結果を載せております。

32ページからが「前計画の振り返り」ということで、地域福祉プラン2の振り返りをまとめて載せているところになります。成年後見制度利用促進基本計画については34ページ「基本目標3 支え合う」というところに地域福祉プラン2では位置づけられております。プラン3も同じように位置づけております。指標としては、成年後見支援センターへの相談者数や、市民後見人の新規受任件数を記載しています。取組みの方向性としては、権利擁護の促進に取り組んできました。以上が、前計画の振り返りに掲載をさせていただいているところでございます。

36ページには「新たな取組みに向けて」というところで、つながる・活動する・支え合うという基本目標は変わらないんですけども、地域福祉プラン2の中でこういった課題がありましたので、新たな取組みの方向性として、記載の内容に取り組んでいきますというのを1枚入れて説明をしているところでございます。

この新たな取組みの方向性に基づいて、成年後見制度利用促進基本計画を「基本目標3 支え合う」に含めております。特に49ページの「主な取組み」に、「③本人らしい暮らしを支える体制づくり」を掲げ、第2期茅ヶ崎市成年後見制度利用促進基本計画として表現しており、計画全体として進めています。

この成年後見制度利用促進基本計画がどういったものなのかは、資料1-1で説明させていただきたいと思います。先ほど見ていただいている資料1の56ページ、57ページの差し替え版を当日配付させていただきました。こちらについては前回の利用促進会議でも大まかに見ていただいた部分になります。そこでいただいたご意見を反映させていただいて、今、このような状況にな

っています。

まず、本人らしい暮らしを支える体制づくりについていろいろと議論いただきまして、成年後見制度利用促進基本計画の方向性として、本人らしい暮らしを支える体制づくりを推進していくというのがあります。「成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどによって、物事を判断する能力が不十分な人の権利を守るために、財産の管理や契約などの法律行為を本人に代わって行う成年後見人等を選任し、本人を法的に守り支える制度です。」というところは、前回のときには保護という言葉を使っていたんですけども、法改正の流れを見ても、保護的な部分は少しトーンを落としていくという流れがあると思いますので、保護という強い言葉よりは、法的に守り支えるという表現の方が望ましいのではないかというところで変更をさせていただいています。それから「本人の意思を大切にしながら本人らしい暮らしを実現できるようにすること」これを権利擁護と表現して、「判断や選択が難しいときに本人の視点から一緒に考え、決める手助けをすること」を意思決定支援、「お金や財産を適切に管理すること」を財産管理、「医療や介護など生活に必要な契約や手続きを支えること」を身上保護、以上を通じて、本人の暮らしを支えるというものにしております。

前回から少し表現を変えたところとしては、2段落目の1行目「本人らしい暮らしを実現できるようにすること」の表現を変えさせていただきました。前回、意思決定支援、権利擁護というのが、本人の思いを形にしていくその過程を支えるものだというご意見、ご助言をいただいたと思っておりまして、過程を支えるというところを見ると、本人らしい暮らしを実現していくという表現の方が望ましいのではないかというところで、実現という言葉を使わせていただいております。

それから3段落目、4段落目ですけれども、「本市では、成年後見制度の利用促進に向けて『ちがさきの地域福祉プラン3』の基本目標3『支え合う』の主な取組み『本人らしい暮らしを支える体制づくり』を推進します」と、また法的な部分ですけれども、本項は成年後見制度の利用促進基本に関する法律に基づく基本的な計画として位置づけるというところで、まず導入部分を書かせていただいております。

主な取組みとしましては、基本的には内容は変わっていないんですけども、表現を一部変えているところがございます。

「①成年後見制度の理解促進と適正な運用」というところで、やはりこの中で支援者ですか、本人ですか、親族の方に対しての周知啓発を行いますというのが前回の資料になっておりました。ただ、それだけではやはり足りないという、地域全体に権利擁護の意識を根付かせる土壤を作っていくということが必要というようなご意見だったと認識しております、そのため、地域全体に対してという言葉を追加させていただいております。

それから「本人の権利が守られ、適切な支援につながるよう、積極的な訪問による潜在ニーズのキャッチなど、中核機関のアウトリーチ機能の強化に努めます。」「成年後見制度を必要とする人が適切に利用できる体制づくりとして、市長申立てや成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、本人を中心とした支援体制を円滑に構築するため、本人の支援者や地域の相談支援機関、専門職団体などとの連携を推進します。」「本人に適した成年後見人等のマッチングを支援します」というところです。前回は文章がつながっているところもあったんですけども、内容的に分かれる部分もあるため、分けてわかりやすく表現をしているところです。それから、市長申立てですか、成年後見制度利用支援事業とか、一般の人が見たときにわかりづらい言葉が中にはいろいろとあります。そのあたりは用語集のほうで補足説明をさせていただいているというところになります。

「②意思決定支援の強化」というところですけれども、ここは順番を変更させていただきました。前回お配りした資料では③番となっていたところですけれども、意思決定支援が重要だというところがあったので、前に持ってくるということをさせていただきました。ここでも本人の意思を尊重、実現できるようなところで、経過、過程の部分を大切にしていくというところを、思いを込めて入れております。

右側のページに移りまして、「③地域連携のネットワークの機能強化」というところでございます。本日の成年後見制度利用促進会議など、既存会議を活用し、専門職の皆さんと顔の見える関係を構築して、本人を中心とした支援体制の充実を図っていく。市社協が実施する日常生活自

立支援事業との連携を推進していく。それから物事を判断する能力の低下に不安を抱える人が任意後見制度を使うというところもそうですし、必要時に適切な支援につなげるよう、地域と連携した見守り体制づくりに取り組んでいく必要があるのではないかというところで書かせていただいております。地域連携のネットワークのイメージは、前回は国の資料から持ってきたものだったんですけども、それを茅ヶ崎市の状況に合わせて少しアレンジをさせていただいたものを図として載せております。

「④担い手の確保及び育成・支援」ということで、市民後見人の養成と支援、親族後見人に対しても関わりを継続して、安心して活動できる環境づくりに取り組んでいく。あとは専門職の後見人、法人後見との連携というのをより一層強化して、多様なニーズに対応できる体制づくりに取り組んでいければというところで結んでおります。

資料1に戻ってしまって恐縮ですけれども、成年後見制度はイメージとして難しいというところもあるので、それを少しわかりやすくということで、58ページに「教えて！えぼし麻呂」というコラム的なもので、成年後見制度を紹介させていただいている。

続いて資料編、用語集にも触れたいと思います。資料1-2をお手元にご用意いただければと思います。今、資料編を作成しているところではあります。用語集の案として、すべてではないですけれども、載せております。

成年後見制度利用促進基本計画の中で使われている言葉としては、あ行ではアウトリーチ、さ行では市長申立て、市民後見人、親族後見人、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度利用促進会議、成年後見人等と、市民後見人や親族後見人は成年後見人等という中で説明をしているところでございます。な行で日常生活自立支援事業、任意後見制度、は行で法人後見、法定後見制度の記載をさせていただいております。

作成中のものであって、全体の中で、成年後見制度利用促進基本計画がどうなるのかというところをなかなかお伝えできてなかったんですけども。今、この資料1のように、溶け込ませる中で、成年後見制度の利用促進に向けて進めていきたいと考えているところでございます。資料の説明は以上でございます。

#### ○瀧田課長

説明が終わりました。内容につきまして、ご質問ですとか、或いはご意見などございましたらお願ひいたします。

#### ○尾上構成員

質問なんですけども、成年後見制度のところの説明の中の本人というイメージの中で、多分認知症とか今後認知症になることに不安を抱えている人というイメージはすごく伝わってくるんですけども、知的障がいの方だったり、精神障がいの方で、今、親が見てるけれども今後というのが成年後見制度でも利用の多いケースだとは思うんですけども、そういったところをイメージした表現っていうのを何か意識されて書いてるところはございますか。

#### ○下村課長補佐

おっしゃる通り、正直そこを意識して書いているところはないかもしれません。判断能力が不十分な人というところを、本人として置いて書いてはおるんですけども、確かに前段のデータの中でも、高齢者は増えています、身寄りのない高齢者が増えていますっていうところは読み取れるところがあるかなとは思うんですけども。その障がいの部分の表現というのが、読み取りが難しいというか読み取れないというところは、おっしゃる通りかなと思いますので、どこで表現できるか考えます。

#### ○尾上構成員

「地域連携のネットワークの機能強化」のところで、一番最後の丸ポチで「判断する能力の低下に不安を抱える人に対し」これは任意後見制度のところに繋がっていくのかなと思ったんですけど。今現在は親とかで支えてる人がいるけれども、将来的に支えてくれる人がいなくなつた場

合に連携にあげていくというところが今も実際行われているので、そういうところもちょっと書いていただけだと、障がいを抱えた方を持つ親御さんとかも読んで安心できるのかなと思いました。

○下村課長補佐

ありがとうございます。修正いたします。

○瀧田課長

他にいかがでしょうか。

○横濱構成員

質問なんですけれども、資料1-2の用語集（案）とあるこちらの方は、何をお調べになってこういうふうにピックアップされたのかをちょっと確認したいなと思ったんです。というのが、例えばなんんですけど、か行のケアマネージャーのところが、あまりマネージャーと伸ばさなくて、ケアマネジャーというように書くので、ちょっと細かいところなんんですけど、気になったものです。あとは説明も何かお調べになりながら記載されたんだと思うんですけれども、どのようにお調べになったのかなと思って質問です。

○下村課長補佐

基本的には、既存の市の計画の表現を使わせていただいたり、あとは国の資料からの抜粋であったりでございます。

ケアマネージャー（介護支援専門員）のところは私もどっちを取るべきかというところがあつて、国の資料ですと確かにケアマネジャーになっていると認識していて、ただ、わかりやすいほうがいいというところの中で、マネージャーという言葉自体が、マネージャーという表現の方が馴染みがあるかもと思い、このようにしました。ケアマネジャーの方がよさそうでしょうか。国の資料にもケアマネジャーと書いてあるので、修正させていただきます。ありがとうございます。

○柴田構成員

この用語集を読む人って誰が対象なのか、要は広く市民なんですけど、今、事務局より説明があって、結構難しい言葉が羅列しているなというようなところで、資料に書いていることを説明するためのものがここに載っているけど、またさらに今、マネージャーでもそうですが、例えば障がいの部分でいうといきなり地域移行・地域定着とか言われてもこれって何だろうというようなところとか、アウトリーチ、確かに語訳すればこういうことになるんだろうと思うけども、何というのか、わかりやすい表現というところでもいいのかなというように思ってしまう。

ターゲット的にこの難しい言葉が必要な人たちなのか、もっと簡潔にできる方が、見た人が例えば基幹相談支援センターとかケアマネージャーだったりとか、言ったときにすぐにそれを見てわかるものでないと、この用語集の意味というもの、確かに國の方とかこういう難しい文章は使ってくるだろうなと思うんですけど。用語集なので、もっと何かこう市民目線っていうようなところの方が大事なのかなと率直にちょっと思ったところです。

○下村課長補佐

その部分はバランスを見ながらなんですけれども、やはり正しい表現を使わないといけないというところもあって、ただ、おっしゃるように、これを見て市民の方がわかるか、やはり市民目線で作る必要は当然あると思うので、もう少し工夫をできればと思います。ありがとうございます。

○小野田構成員

ちょっと主旨と外れるのかもわからないんですけど、法改正の部分でこども基本法が載ってい

て、児童福祉法の改正等で、いろいろと子どもの権利擁護が着目されている部分があるかと思うんです。そのあたりで載せるべきなかどうかわからないんですけど、地域福祉としてとらえると、やはり子どもの権利擁護というのも非常に重要だろうと思っていて、そのあたりで例えば何だろう、意思表明支援員とか何かできるとか、こども家庭センターもそうですけどもそのあたりとか、地域福祉の絡みでどこかに出てきているのかなと思って、未成年後見人というところでいうとやはり子どもも絡むんですけども、今の成年後見制度利用促進計画にはそこの記載がないのと、入れるとかえって混乱してしまうということもあるのかもしれないんですけど、どこかで触れておく必要もあるのかなとちょっと思ったものですから、そのあたりって何か過去に議論があったかどうか忘れちゃったんですけど、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

#### ○下村課長補佐

これまでの計画策定の議論の中では、未成年後見人のことは、多分なかったんじゃないかと思います。

今回の計画を作るにあたって、いろいろ資料を見返したり国の資料を見たりしている中で、未成年後見人というキーワードも引っかかった部分ではあるんですけども、それをどのように入れられるかというところがイメージとしてなくて、実際のところは今、入れていないというのが現状かと思います。

#### ○小野田構成員

入れなくちゃいけないと思ってるわけじゃないんですけど、何かそのあたりが地域福祉計画全体の中で子どもの権利擁護のウェイトがどの程度あるのかと気になったものです。

#### ○下村課長補佐

地域福祉プラン全体の中では、子どものことというよりも、子どもに限らず全市民というのが、抽象的というか、理念的な計画にどうしてもならざるをえないところがあって、広く市民という中に当然子どもというところも入っているのかなと思います。

子どもに関しては、やはり関連計画であることも計画の方で、ただ、未成年後見人のことはそこに書いてあるかどうかを私も確認がでけてないですけれども、そちらの方に掲載していくような流れになるのではないかと思います。

#### ○瀧田課長

それではまたお気づきのことがあれば事務局の方にお伝えいただければありがたいと思います。様々なご意見ありがとうございました。今、いただいたご意見や、あと表現などもまだまだこれからブラッシュアップしながら、地域福祉推進委員会において計画素案としてまとめ、さらにパブリックコメント実施に向けて今後も進めて参りますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは次の相談事例についてに移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

#### ○下村課長補佐

今日議題として挙げている相談事例は、成年後見支援センターとしてどこまで対応すべきかというところに悩みがあります。そうしたところに皆様のご意見をいただければと考えております、この議題と相談事例を挙げさせていただきました。

※事例については個人情報保護の観点から、発言の詳細は議事録上割愛させていただきます。

#### 事例1：後見人等に関する苦情への対応について（新規受理の場合）

本人、親族や支援者から後見人等に対する不満・苦情・相談がある。

##### 助言等

- ・まず成年後見制度の理解不足からくる単純な苦情に対しては、成年後見制度のことをきちんと説明していただいて、理解していただきたい。

- ・本人の支援者が後見人等しかいないと一対一になってしまふので、第三者が入ってくれたほうがいい。できれば双方の話を聞いて、当事者間の問題か、或いは家裁に報告すべきことかといった整理をした上で解決していくことが必要だと思う。
- ・当事者同士の話し合いの場を持つのであれば、もう1人専門職を呼んで立ち会ってもらう等、きちんとした体制を作らなければいけない。引くべきところは引いて、苦情を言っている方の様子も伺いながら対応するのかしないのか判断したほうがよい。

#### 事例2：本人意向と支援者の支援方針にずれがある場合の対応について

本人が自分で金銭管理をしたいと希望していても、支援者から本人に後見人等をつけたほうがよいという相談が増えている。

##### 助言等

- ・本人に丁寧に説明することに尽きるのではないか。
- ・本人の意向と支援者の意向のどちらが本人にとって有益なのかというところの見極めで対応方法が変わっていくと思う。
- ・日常生活自立支援事業にも同様の相談が来るが、本人が自分で金銭管理ができる方法を提案して、本人がやってみた結果やはりできないということで、自分で納得して事業の利用につながることもある。
- ・チーム支援が大事であるので、障がいのケースであれば障がいの支援機関とつなげていただくとか、本人を取り巻いている後見人等も含めて話ができるような場を作っていただくとかできればよいのではないか。

#### ○瀧田課長

様々なご助言ありがとうございました。

こちらが検討していくにあたっていろいろなキーワードをいただいたと思っておりますので、引き続き、ご協力いただければありがとうございます。

それでは次の議題で、その他市民後見人の養成状況についてということで、社会福祉協議会の茂木構成員から報告をお願いいたします。

#### ○茂木構成員

市民後見人の養成状況等についてご報告させていただきます。

資料3に、今年度の市民後見人実践研修の実践カリキュラムの方をご用意させていただいております。今年度が市民後見人養成講座の開講年度になっておりますので、構成員の皆様にはまた講師としてご協力いただきましてありがとうございます。来週から始まりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

こちらの実践研修なんですけれども、前段の基礎研修は18名のお申し出があったということは前回ご報告させていただきましたが、そのうち市民後見人として学びを深めたいということで基礎2に進まれた方が18名中14名いらっしゃいます。この14名が全員実践研修の方に進まれるということで審査会を通りましたので、今年度の実践研修の受講生は14名ということになります。

こちらの研修は、過去に修了された方々も復習の場、知識研鑽の場ということで任意で受講いただることになっていまして、皆さんに案内をしておりますので、受講生とは別に、また任意で受講する修了生がいるかと思いますが、その件もどうぞよろしくお願ひいたします。

さらに今回は、任意受講とは別に、修了生の活用と後進の育成を目的に、運営サポートに携わってもらえないかという案内も修了生にさせていただきまして、結果3名の方が手挙げをしてくださいました。私たち事務局と一緒に3名の方が順繰りで1日1名という形で、私たちの運営のサポートをしていただけるようになっています。初めての取り組みですが、参加くださりありがとうございますとと思っている反面、この3名の方が皆さん受任中の方と、あと経験した方ということで、できれば今までケースは持っていないけれども単発だったら協力できるという方に来ていただき、モチベーションを上げるようなことにつなげられるような方がいたらというところを思っていたんですけども、そういう方からの手挙げがなかったところがちょっと残念だなと思っており

ます。また修了生の活用のところはいろいろな方法を考えてアプローチしていきたいと考えております。

研修以外の部分では、市民後見人への移行を見据えまして、今年度法人後見サポーターの方3名の方に活動に携わっていただくことにしまして、9月から活動を開始しております。全員4期生、令和5年度に受講された方々になっています。

その他、士業の先生からの移行の相談が1件ございました。弁護士の先生なんすけれども、つい最近あったものです。以前も士業の先生からの移行ケースはあったんですけども、そのときは尾上先生からお話をいただいた方が市社協にお話をされたということで、取りまとめも市役所とか尾上先生と協力させていただいてやったという経緯があったんですけども、今回の士業の先生は直接市社協にご相談をいただいたような案件になっているので、こういった移行ケースに関して今後どのような受け入れ体制をしていくかというところは、まだ市役所と話ができるないんですけども、今後ご相談させていただいて、受け入れの体制をどのような流れでやっていくかというところも詰めていきたいと思っております。

市民後見人の養成状況についての報告は以上になります。

#### ○瀧田課長

ありがとうございました。

市民後見人の養成状況について何かご質問或いは確認等ございましたらお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは3番のその他ということで、確認検討事項に構成員の皆様から何か情報提供等ありましたらお願ひいたします。

#### ○荒井課長補佐

障がい福祉課の荒井と申します。1点報告をさせていただきます。

前回第1回の利用促進会議におきまして、現状の報酬助成の仕組みについて、2点ほど課題があると伝えさせていただきました。

1点目は、報酬助成を市がどれぐらいできるかというのを判断する際に、報酬助成の申し立てを後見の方達が裁判所に申し立てた時点の財産目録の預貯金額をもとに助成額を決定する仕組みになっているため、年金とか生活保護費が支給された直後の財産目録だと助成額の算出に非常に不利に働いてしまう。タイミングによってもらえるお金が変わってしまうのは課題であるということで、この課題を解消するために、裁判所に報酬付与の申し立てをした日付から次回の定期収入の支給日までの日付の部分の定期収入額を案分して算出して、その分は次の年金支給日までに使い切るという前提で、預金額から案分して算出した額を控除する運用にしました。

具体的に言うと、例えば4月15日に年金が20万円支給されました。1ヶ月経った5月15日に報酬付与の申し立てを裁判所にした場合に、5月16日から6月15日までの年金10万円、この分は次の年金支給まで使い切るという前提で、10万円を財産目録に記載している預貯金額から差し引いて助成額を計算するという形です。

こちらは市役所の都合で大変申し訳ないんですけども、報酬助成の決まりというのを成年後見制度利用支援助成金交付要綱で定めていて、今回のような細かい事務処理の規定は内部マニュアルに定めるという形にしています。この要綱が外向けに公表しているということもありますし、改正する際には企画財政部門の許可が必要になってきてしまうのですが、内部マニュアルの改定については市の企画部門の許可を得る必要がないので、9月1日からこの基準を適用させていただいて助成金の算出をしています。

もう1点の課題として、生活保護で例えば施設入所している方などの預貯金額については最低でも今20万円ぐらいは手元に残る仕組みとなっているんですが、前回の会議の中でやはり何かあったときのために50万円ぐらいは手元に残しておいて欲しいというご意見があったので、その程度の預貯金額が手元に残るように改正をしたいと考えています。

ただこちらの基準については先ほど説明したマニュアルではなくて、交付要綱に記載がされている内容なので、現在、企画部門と協議をしている状況です。こちらの件については進捗があり次第報告をさせていただければと思いますので、そういう形で動いているということだけご承知

いただければと思いますので、よろしくお願ひします。  
説明は以上となります。

○瀧田課長

ありがとうございました。  
他に何か、この場でご報告というような方はいらっしゃるでしょうか。

○小野田構成員

ぱあとなあ神奈川で普及啓発事業を県内各地で実施してますけども、令和8年1月10日に、茅ヶ崎市文化会館小ホールで行うことになっております。

講演会は認定精神保健福祉士の長見先生をお招きして、本当は当事者に登壇してもらってお話を伺うみたいなところもやりたかったんですけど、そこはビデオ撮影になりそうなんんですけど、ご紹介させていただきながら、2部はパネルディスカッションということで、事例に基づいた話を進めていこうと企画しております。

まだ企画段階でチラシも確定してないんですけども、またはつきりしましたらご案内させていただきますのでよろしくお願ひいたします。

○瀧田課長

ありがとうございました。  
それでは最後に事務局より事務連絡をさせていただきます。

○下村課長補佐

長時間にわたりご意見いただきましてありがとうございます。

事例の中でも、成年後見制度を正しく理解してもらう、周知啓発が大事だというところ、意思決定支援を本当にいろいろと試行錯誤して考えていかなければいけないんだなというところを改めて感じました。それから、やはり地域連携のネットワークをきちんと作っていく中で後見人さんへの支援やご本人への支援をやっていけるのではないかと思ったところです。その点で、計画の方向性もそんなに間違っていないのではないかと私としては思ったところでございます。本当にいろいろとありがとうございます。

周知啓発の一環で、講演会を9月15日にさせていただきました。104名の方が申し込みましたので、やはり反響としては多いなど。実際に参加された方は87名ではあったんですけども、やはり興味関心があって、講演会が終わった後も、渡辺先生のもとに行列ができるというような状況でした。講演会や様々な機会を通して、成年後見制度の正しい理解を進めていくことができればと思っております。ありがとうございました。

○市社会福祉協議会 横山次長

周知啓発は本当に大事だというところで、市社協の方でも、毎年11月の勤労感謝の日あたりで福祉大会という事業をやっており、今年度は11月22日の土曜日になるんですけども、市民文化会館の小ホールで行います。今回の記念講演は、内嶋先生と落語家さんをお願いしまして、本当に一般的市民向けの成年後見制度の理解促進に向けての講演会を予定しております。そういうところも含めて、市社協も、市民後見人の養成と一般的な制度理解の促進といったところを進めておりますので、情報提供させていただきます。

○下村課長補佐

市社協とも連携しながら進めていきたいと思っております。  
参考資料としてお配りしたものは、目を通していただければと思います。説明ができず申しわけございません。

最後に次回の開催なんすけれども、2月から3月頃を予定しております。1月10日の長見先生による講演が終わった後になってしまふと思うんですけども、そのあたりで予定をしており

ますので、またご案内させていただきます。よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○瀧田課長

それでは以上をもちまして、本日の会議は閉会とさせていただきます。

皆様におかれましては長時間ありがとうございました。

引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

以上